



11月  
はスマイルエイジング強化月間  
みんな笑顔で健康寿命をのばそう

市では、健康寿命の延伸を目標として、スマイルの源となる「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていくことができる取組「スマイルエイジング」をまちづくりの柱の一つとして推進しています。また、毎年11月を「スマイルエイジング強化月間」として、市民が楽しく健康づくりに取り組むきっかけとなるように、市民や関係団体との協創により、様々な取組を集中的に実施しています。一緒に健康づくりに取り組みましょう！



## ■スマイルエイジング応援サポーターによる取組に参加しよう！

様々な団体等が健康づくりを実践するきっかけとなる機会や場を提供しています。積極的に参加して、この機会に健康づくりに取り組みましょう。市ホームページ「スマイルエイジング応援サポーター」で検索！

## ■手作り弁当コンテストの作品発表

入賞作品を、市ホームページ等で公表します。レシピ等を参考にして、バランスのとれた食生活を実践しましょう。

## ■健康マイレージが5ポイント貯まる！

健康マイレージとは、県と市で共同し、県内協力店のご協力のもと市民の健康づくりを応援する取組です。一定のマイレージ(ポイント)を貯めると、「やまぐち健康づくり応援カード」がもらえ、県内協力店に提示することでその店のサービスや特典を受けられます。強化月間中の取組に参加すると、健康マイレージのポイントが1つ参加ごとに5ポイント貯まります。ポイントを貯めて景品をゲットしましょう。

図健康増進課 (☎ 71-1817)



野焼きをしないように協力ください

野焼きとは、家庭ごみやせん定した枝等を屋外で焼却することをいいます。穴を掘って燃やすことや、ドラム缶、簡易焼却炉での焼却も野焼きに該当します。

## ■野焼きは原則禁止されています

ごみ等の廃棄物を基準を満たす焼却炉以外で燃やす「野焼き」は、例外を除いて法律で禁止されています。違反すると「5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはその両方」が科せられます。毎年、市役所に多くの苦情が寄せられています。ご近所の迷惑にならないように十分配慮をお願いします。

### ◎例外とは？（一部抜粋）

- たき火その他日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（落ち葉たき等、煙の量や臭いが近所に迷惑にならない程度の少量の焼却）
- 農業、林業または漁業を営むために、や

むを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例：あぜ草、稲わら、つる、枝等）  
※例外に該当する焼却であっても、周辺地域の生活環境に悪影響を与えたり、近隣の迷惑となる行為は行政指導の対象となります。ビニール・プラスチック類は絶対に焼却しないようにお願いします。

### 【注意】

庭木のせん定枝や草等は例外規定に含まれないため、個人による焼却はできません。市の指定ごみ袋に入れるか、長さ50cm、直径15cm以内に切って束ね、燃やせるごみの日にごみステーションに出してください。

図環境課 (☎ 82-1144)